

納税証明書を請求される方へ ～委任確認について～

個人情報保護を図るため、代理人が交付請求される際は、委任状が必要です。
納税義務者の押印に代えて、以下のとおり委任確認をさせていただきます。

(従前どおり押印により委任されている場合でも、納税証明書は交付できます。)

自動車税（種別割）以外の証明を請求する場合の委任確認

○委任される方が**法人**の場合・・・**管理番号（7桁）**の記載

【法人県民税・事業税 申告書】



管理番号は法人番号（マイナンバー）ではありません！！

【納付書】



【管理番号が不明な場合】

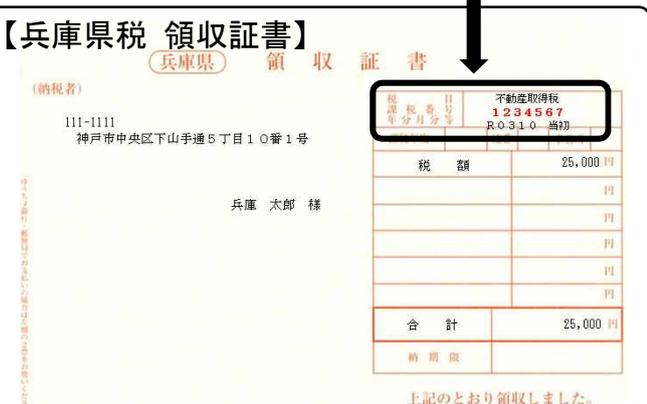
委任確認番号の記載にかわり、公的機関が発行した委任者の「法人本店所在地」と「法人名・代表者名」の両方が確認できる書類（写し可）をご提示ください。

<例> ◆印鑑登録書 ◆登記事項証明書（商業・法人登記） ◆商業・法人登記簿謄本 など

○委任される方が**個人**の場合

・・・**課税番号（個人事業税、不動産取得税）**の記載
 ・・・**確定申告書 整理番号**の記載

【兵庫県税 領収証書】



【確定申告書】



【課税番号・整理番号が不明な場合】

委任確認番号の記載にかわり、公的機関が発行した委任者の「住所」と「氏名」両方が確認できる書類（写し可）をご提示ください。

<例> ◆運転免許証 ◆健康保険証（住所が確認できるもの） ◆住民票 ◆印鑑登録証明書
 ◆確定申告書（税務署が受付済みのもの） ◆市県民税所得証明書 など

自動車税（種別割）の証明を請求する場合の委任確認

車台番号下4桁の記載